

川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3号に規定する川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「策定事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 策定事業は、ひとり親家庭の自立を促進するため、個々のひとり親家庭の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第3条 対象者は、川崎市在住の次の各号に定める者とする。

- (1) ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）のうち生活保護受給者でないもの
- (2) 「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日子支家第198号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者のうち生活保護受給者でないもの
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭の親となることが見込まれる者で当該事業による支援が必要なもの

(4) その他川崎市長が必要と認める者

(母子・父子自立支援プログラム策定員)

第4条 策定事業を行うに当たっては、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置する。

2 策定員は、対象者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、対象者のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施することを職務とする。

(利用料)

第5条 策定事業の利用料は、無料とする。

(事業の内容等)

第6条 策定員は、本事業の目的を達成するために、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 対象者の自立に係る相談について、電話相談及び面接相談を行い、策定事業の説明及び他の事業の活用、関係機関の紹介等の助言、情報提供等を十分に行う。

(2) 対象者が策定事業による支援を希望する場合、母子・父子自立支援プログラム策定申込書（様式第1号）の提出を受け、自立に向けた課題を対象者と策定員が一緒になって整理・分析し、子育て・生活支援から就業支援等のメニューを組合せたプログラムを策定する。

(3) プログラム策定は、対象者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載した自立支援計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を作成する。また、プログラム策定

に当たっては、対象者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、対象者に対して、他の事業の活用について十分な説明や助言等を行う。

(4) 対象者のプログラムに沿って、要綱第3条第2号に基づく川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援及び公共職業安定所等関連機関との連携による求職活動の支援等を行う。

(5) 対象者が自立した状況を維持するため、必要に応じて、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施する。

(6) プログラムを作成した後、対象者が生活保護受給者となった場合は、計画書の写しを生活保護主管部署に送付し、生活保護技能習得費の相談につなげる。

(7) 対象者の決定に関わる各種連絡調整及び統計資料の作成等を行う。

(状況の把握とプログラムの見直し等)

第7条 策定員は、適宜、対象者の生活や子育て、求職活動、職業能力開発の取組等の状況を確認し、記録することとする。

2 策定員は、プログラム策定時から対象者の状況に変化が生じた場合、又は当初の計画からの齟齬が生じた場合、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を再度確認したうえで、必要に応じてプログラムの見直し及び計画書の修正を行う。

3 前項の規定によりプログラムの見直しを行い、支援の必要がないと判断した場合は、支援を中止するものとする。

(関係記録の管理・秘密の保持)

第8条 策定員は、本事業において作成した関係記録を適正に管理し、及び保管し、対象者の秘密を保持しなければならない。

(関係機関との連携等)

第9条 策定員は、本事業を行うにあたり各関係機関との連携、協力、情報交換等を緊密に図るよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

(様式第1号)

母子・父子自立支援プログラム策定申込書

年 月 日

川崎市長 様

私は、母子・父子自立支援プログラム策定員による、母子・父子自立支援プログラムの策定を申し込みます。

フリガナ 氏 名	(年 月 日生 才)			
住 所	〒			
連 絡 先	自宅：		携帯：	
家族構成 (同居家族)		続 柄 ()	年 月 日生 才	
		()	年 月 日生 才	
		()	年 月 日生 才	
		()	年 月 日生 才	
福祉サービス 利用状況	☐ 児童扶養手当 年 月～受給 ☐ 遺族年金 ☐ その他			
最終学歴	年 月卒業			
職 歴	年月日	会社名	業務内容	
	～			
	～			
	～			
資 格				
パソコンスキル	ワード（初級 中級 上級） エクセル（初級 中級 上級） その他			
パソコンの有無	有 無		インターネット利用 可 不可	
希望資格・職種 相談したい内容				
備考				

※本申込書にある個人情報はプログラム策定以外には使用しません。

(様式第2号)

自立支援計画書

No.	面接日時	年 月 日 ()	場所
氏 名	生年月日		年 月 日 (才)
世 帯 構 成	()		年 月 日 (才)
	()		年 月 日 (才)
	()		年 月 日 (才)
現 住 所	(〒 -)		
電 話	自宅 - -	携帯 - -	
相 談 経 路			
福祉利用歴	☐ 児童扶養手当 ☐ 遺族年金		
家 庭 状 況			
(子育て)			
(健康状況)			
(住居)			
(養育費関係)			
家 計 状 況			
(負債状況)			
現在の就労状況			
職 歴			
希望職種			
(資格等)			
パソコン関連	パソコン/有・無 (ワード/初・中・上 エクセル/初・中・上) インターネット利用/可・不可		
雇用保険加入状況			
計画の方向性			
今後の就労について			

担当者

作成日： 年 月 日 ()

更新日： 年 月 日 ()